

# 宮崎市感染症予防計画の概要（計画の主なもの）

## 方針

本計画は、感染症法に基づき、都道府県及び保健所設置市区が策定するものであり、令和4年12月の感染症法改正に基づき、新たな感染症危機に備えるため、**保健・医療提供体制に関する記載事項を充実**するとともに、**医療提供体制の確保等に係る目標を定め**、これまでの対応の教訓を生かすことができる**新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に、その最大規模の体制を目指す**。（計画期間：令和6年度から令和11年度まで）

### 第3 感染症のまん延防止のための施策

#### 項目5：積極的疫学調査

【これまでの対応】

- 県と市で調査様式を統一するまでに時間を要し、流行初期に情報共有の円滑化が図れなかった。
- 国が示した重点化に至るまでに時間を要した。

【予防計画】

市は、積極的疫学調査の実施に当たっては個別の事例に応じた適切な判断を行うとともに、感染症の発生状況を踏まえた国の方針に基づき、県と足並みを揃えて調査の重点化を実施する。また、調査票の様式を県と統一し、情報共有の円滑化や業務の効率化を図る。

### 第6 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上の推進

【これまでの対応】

- 行政機関（衛生環境研究所・保健所）と医療機関や民間検査機関等との役割分担が明確でなかった。
- 検査体制の能力拡充や民間委託するまでに時間を要した。

【予防計画】

市は、検査が流行初期の段階から円滑に実施されるよう、連携協議会等を活用し、県や衛環研等関係機関との連携を強化するとともに、平時から計画的な準備を行う。また、併せて民間の検査機関等との連携を推進する。また、発生初期において検査を担うことを想定し、県及び衛環研とそれぞれの連携を図り、試験検査に必要な対応を行う。

### 第7 感染症に関する研究の推進、人材の養成、知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重のための施策

#### 項目2：感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上

【これまでの対応】

- 保健所業務ひっ迫時の全庁体制の構築やIHEAT等外部からの応援受入のマニュアル等の整備及び周知に時間を要し、感染症を想定した実践的な訓練が十分でなく、業務が円滑に進まなかった。

【予防計画】

市は、感染症対策・検査等に関する講習会等に関係職員を派遣するとともに、市が感染症に関する講習会等を開催すること等により保健所の職員等の資質の向上を図る。市はIHEAT要員の確保や研修、連絡体制の整備など平時から、IHEAT要員への実践的な訓練の実施や、IHEAT要員の支援を受けるための体制を整備するなど、IHEAT要員の活用を想定した準備に努める。

### 第4 地域における感染症に係る医療を提供する体制の確保

#### 項目1：新型インフルエンザ等感染症等に係る円滑な入院調整体制の構築

【これまでの対応】

- 県による広域での入院調整のため、急増するコロナ患者への十分な対応ができなかった。
- 入院の優先順位や療養先の振り分け等、県と市で情報共有が図れていなかった。

【予防計画】

宮崎・東諸県圏域については、近隣の圏域を含む広域的な調整が必要となることから、新型コロナウイルス感染症対応時における県調整本部を参考とし、県が主体となって入院調整など感染症対応のための組織体を設置し、市と共同で運営するとともに、二次医療圏を跨ぐ広域的な入院調整についても対応する。

#### 項目2：外出自粛対象者及び濃厚接触者の療養生活の環境整備

【これまでの対応】

- 新型コロナ前までは新興感染症の患者は入院が前提となっており、自宅療養者に対する医療提供の仕組みがなかった。
- 宿泊療養者や自宅療養者が急増し、健康観察の必要性が急増する中、外部委託に時間を要し、保健所業務がひっ迫した。
- 自宅療養者が急増する中、健康面だけでなく生活支援が必要となったが、県と市の役割が明確でなく、情報共有が進まないなど連携が十分でなく、配送が送れる等の問題があった。

【予防計画】

市は、医師会、訪問看護事業所、民間事業者等への委託やICTの活用等により、効率化を図りながら、外出自粛対象者等の健康観察・生活支援の体制確保を図る。また、医師会、薬剤師会等と連携を図り、自宅療養時においても、薬物療法を適切に受けられるように必要な医薬品を支給できる体制の整備を図る。

#### 項目3：感染症の患者の移送のための体制

【これまでの対応】

- 自宅療養が症状悪化した場合の体制が不十分であった。
- 救急隊からの保健所に対し、受け入れ先の判断を仰いでも、保健所が業務ひっ迫により対応が困難となったケースや、対応可能な医療機関の情報があらかじめ関係機関で共有されておらず搬送困難となるケースが増えた。

【予防計画】

市は、当該感染症等患者の移送について、平時から、連携協議会等を活用し、県や消防機関、医療関係団体等と連携しながら、病原性や感染性等に対応した必要な車両の確保、民間事業者への業務委託等による体制整備を図る。

### 第9 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標

(1)検査の実施件数（実施能力）、検査設備の整備数

(2)保健所職員等の研修・訓練回数

(3)保健所の感染症対応業務を行う人員確保数、即応可能なIHEAT要員の確保数